「消火器の耐用年数8年～10年」について —1

PL法（製造物責任法）施行以来、当社の製造している製品・システム機器には、安全にご使用いただくために「取扱説明書」や「警告ラベル」を貼付しています。
製品やシステム機器は多岐にわたっており、それぞれの特性に応じて詳細な説明をしておりますが、ここで改めて『消火器の耐用年数8年～10年』の意味を中心に、もっとも身近な防災機器といわれる消火器をより正しく使っていただくためにご説明します。

■取扱説明書（粉末消火器用）

業務用消火器の取扱説明書は、下記のホームページアドレスからダウンロードしてください。

http://www.yamatoprotec.co.jp/product_matrix/

・A4サイズ：21×29.7cm（表裏）

住宅用消火器の取扱説明書は、各消火器のケースに同封しています。

・A4サイズ：21×29.7cm（表裏）

■警告ラベル

各消火器に貼付しています。

当カタログに掲載されている記事、写真、イラストなど文字・画像等の著作権は、ヤマトプロテック株式会社にあります。これらの情報は、「私的使用」または「引用」など著作権法上認められている場合を除き、ヤマトプロテック株式会社に無断で転載、複製、放送、公衆送信、翻訳などの利用をすることはできません。

「消火器の耐用年数8年～10年」について —2

■消火器は圧力容器です

●消火器は一般の工業製品と異なり日常的に使用するものではないだけに、設置がすなわち使用状況にあることを理解していただき、日常の点検整備を重視してください。

●消火器を永く設置し、[イザ!]というときにすぐ使用していただくためには、なによりも消火器が圧力容器であることを基本認識としてください。

●そうしたことを明示し、日常的に注意していただくために「取扱説明書」や「警告ラベル」では、『危険項目』を第1番目に取り上げています。

●このあと『注意項目』とつづきます。

●『危険』の項で強調していますように「サビ・キズ・変形及びキャップにゆるみ」のあるものは耐用年数に関係なく、絶対にご使用にならないようお願いします。

●『警告』の中に「製造後10年を過ぎたものは、耐圧試験圧力値による水圧試験を実施してください。」と警告しています。

●濡れた床や地面に直接設置しないでください。
直接置くと「容器のサビの原因」となります。

＊警告ラベルおよび取扱説明書での『危険項目』は次の通りです。

⚠危険

●破裂のおそれがありますので下記の項目をお守りください。

●錆、傷、変形、キャップのゆるみのあるものは絶対に使用しないでください。

●分解しないでください。廃棄の際は専門業者または記載されている電話番号にお問い合せください。

＊取扱説明書での『警告項目』は次の通りです。

⚠警告

●破裂の原因や人身事故のおそれがありますので下記の項目をお守りください。

●半年毎に法令で定められた点検を行ってください。

●製造後10年を過ぎたものは、耐圧試験圧力値による水圧試験を実施してください。

●腐食しやすい場所、湿気の多い場所、潮風や雨風にさらされる場所に設置しないでください。

●濡れた床や地面に直接置かないでください。

●使用温度範囲を超える場所に設置しないでください。

●人に向けて消火薬剤を放射しないでください。呼吸困難等の危害を引き起こす恐れがあります。

●使用時には火元から3m以上離れてから放射を開始してください。近づきすぎると火傷の恐れがあります。

●避難経路を確保しながら消火してください。

当カタログに掲載されている記事、写真、イラストなど文字・画像等の著作権は、ヤマトプロテック株式会社にあります。これらの情報は、「私的使用」または「引用」など著作権法上認められている場合を除き、ヤマトプロテック株式会社に無断で転載、複製、放送、公衆送信、翻訳などの利用をすることはできません。

「消火器の耐用年数8年～10年」について —3

■「耐用年数8年～10年」とした理由

消火器の耐用年数を［8年～10年］とした理由は、製造者の責任において次のようなことによります。

●工業製品である以上経年変化はまぬがれず、一般工業製品と同じように消火器にも寿命があること。

●メーカー（製造者）として行った過去における製品の事故調査で、破裂などの事故発生の原因となった消火器のほとんどが、設置後8年以上を経過したものであったという経験。

●（財）日本消防設備安全センターで保守点検制度を導入する際に実施した、6万本にもおよぶ追跡調査に基づく平均寿命（内部資料）のデータを参考にし、それに当社独自の研究成果を加えて決定。

【参考データ・抜粋】／（財）日本消防設備安全センターの資料より

■修理内容

泡消火器・粉末消火器において修理本数の多い不良内容（ホース不良、ホーン・ノズル不良、内筒不良、薬剤不良）を修理年ごとに分類し、累積修理率表とワイプル直線を用いて分析した結果、修理等までの平均寿命は泡消火器7.4年、粉末消火器7.8年（薬剤不良6.6年）という結果が得られた。

●平均寿命（修理）

消火器	修理内容	MTBF（平均寿命）	B10（信頼度90%の信頼寿命）
泡消火器	ホース不良 ホーン・ノズル不良 内筒不良	7.4年	3.5年
粉末消火器	ホース不良 ホーン・ノズル不良 薬剤不良	7.8年	3.6年
	薬剤不良	6.6年	2.6年

■廃棄内容

本体等不良により廃棄した泡消火器・粉末消火器別、工場地域・海岸地域別に分類し、累積廃棄率表とワイプル直線を用いて分析した結果、廃棄までの平均寿命は泡消火器9.4年、粉末消火器10年という結果が得られた。地域別では、海岸地域に設置されている消火器は工場地域より平均寿命が約2年も短いという結果が得られた。

●平均寿命（本体等不良の廃棄）

消火器	地域	MTBF（平均寿命）	B10（信頼度90%の信頼寿命）
泡消火器	全地域	9.7年	5.4年
	工場地域	10.8年	4.9年
	海岸地域	8.5年	4.0年
粉末消火器	全地域	10.0年	5.3年
	工場地域	10.0年	5.0年
	海岸地域	7.7年	3.4年

＊消火器の点検基準が改正（2011年4月1日施行）され、蓄圧式消火器の内部点検開始時期を「製造後3年を経過したもの」から「5年経過」に改め、製造年から10年を経過した消火器に対する耐圧性能点検（水圧試験）が義務付けられました。これにより、有資格者（消防設備士・点検資格者）の責任において点検を実施し、消火器の良・否を決定してください。

※ただし、製造後10年を経過し、外形点検において腐食等がなかった消火器については、施行後3年間は抜き取り方式による実施が可能。

※小型・大型消火器が対象です。二酸化炭素消火器およびハロゲン化物消火器を除きます。

■住宅用消火器はメンテナンスフリーです

『消火器の耐用年数8年～10年』は以上の理由によって決められましたが、［住宅用消火器］は、消火器の規格改正（'93年2月）によってメンテナンスフリーの構造となっており、消火器のプレート内に「有効年数（5年）」の表示が義務づけられています。したがって、その年数を経過したものは交換する必要があります。

なお家庭用としては、台所や居間・寝室に置いて簡単に使えるスプレータイプの「エアゾール式簡易消火具」があります。この簡易消火具の有効年数は3年を目安に設定され、容器に表示されています。

住宅用消火器の有効年数は**5年**

エアゾール式簡易消火具の有効年数は**3年**

当カタログに掲載されている記事、写真、イラストなど文字・画像等の著作権は、ヤマトプロテック株式会社にあります。これらの情報は、「私的使用」または「引用」など著作権法上認められている場合を除き、ヤマトプロテック株式会社に無断で転載、複製、放送、公衆送信、翻訳などの利用をすることはできません。

「消火器の耐用年数8年～10年」について —4

■消火器を廃棄する場合は専門業者に依頼してください

圧力容器である消火器を、古くなったからといって勝手に捨てるのは危険です。（不法行為になります）
必ず、販売店か製造元などの専門業者に引き取りを依頼してください。

広域認定制度とは・・・

環境大臣が廃棄物の減量その他適正な処理の確保に資する、広域的な処理を行う製造事業者等を認定し、廃棄物処理業に必要な地方公共団体ごとの許可を不要とする特例制度です。

［廃棄物処理法 第9条の9、第15条の4の3］

- ●廃消火器リサイクルシステムでは、この広域認定制度を活用することとし、消火器工業会としての団体申請を行いました。消火器工業会との委託契約関係に基づき、特定窓口（販売代理店）、運搬業者（二次物流）、指定引取場所、リサイクル施設などを広域認定範囲に入れています。
- ●広域認定を受けた廃消火器リサイクルシステムで特定窓口になると、関係する地方公共団体の許可は不要となり、「産業廃棄物管理票（マニフェスト」の送付、回収、保存等の義務は免除されます。なお、排出事業者である消火器ユーザーは、特定窓口に廃消火器を引渡す場合、マニフェストの交付は必要ありません。

産業廃棄物管理票の交付を要しない場合［施行規則第8条の19 第5号］

廃棄物処理法第15条の4の3の認定（広域認定）を受けた者に当該認定に係る産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合

■旧型式の消火器は、2012年1月1日より型式失効となりますので、猶予期間である2021年12月31日までに全交換が必要です。

消火器の安全上の注意事項等についての表示が義務付けられ、2011年1月1日から消火器の規格が変更になりました。これにより2012年1月1日から旧型式の消火器は型式失効となり、2021年12月31日までに新規格の消火器へと交換が必要です。

※型式失効とは・・・

現行の技術要求水準に適合しなくなった旧式の機器を対象に一定条件で新しい規格の機器に交換することを義務付ける消防法で定められた制度です。型式失効の対象になると消火器とは認められません。

質問:

改正前の規格により適合した消火器はいつまで販売できるのか。また、消防法により設置が義務付けられている防火対象物で、既に設置されている改正前の規格に適合した消火器は、いつまで改正後の規格に適合した消火器と同等とされるのか。

答:

改正前の規格に係る型式承認を受けている消火器は、平成23年12月31日まで販売し新たに設置することができます。また、平成23年12月31日までに設置された改正前の規格に適合した消火器については、平成33年12月31日まで、特例により技術上の規格に適合することとしております。

出展:平成22年12月22日
消防庁:消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見募集の結果

当カタログに掲載されている記事、写真、イラストなど文字・画像等の著作権は、ヤマトプロテック株式会社にあります。これらの情報は、「私的使用」または「引用」など著作権法上認められている場合を除き、ヤマトプロテック株式会社に無断で転載、複製、放送、公衆送信、翻訳などの利用をすることはできません。

「消火器の耐用年数8年～10年」について —5

■廃消火器リサイクルシステム

2010年1月1日より廃消火器リサイクルシステムの運用が始まりました。

現在使用されている消火器を廃棄する場合は、廃棄する際に下記のリサイクルシールをユーザー（排出者）が購入して貼付します。
またシステム開始後に製造される消火器は、製品の出荷時にリサイクルシール付で販売されます。

【廃消火器リサイクルシステムの概要】

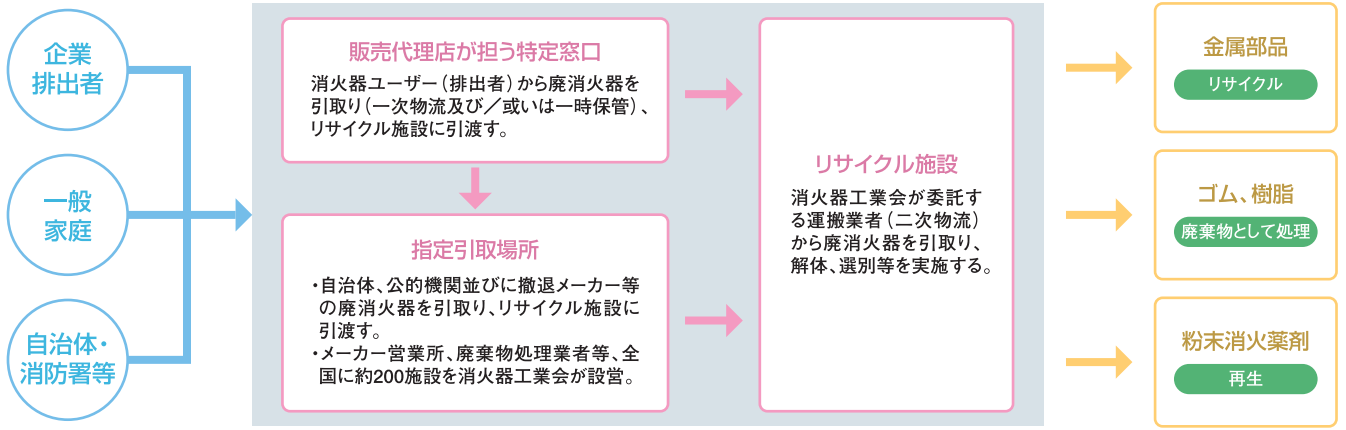

【消火器リサイクルシール（新製品用）】

■次のA・B・C・D区分に従って、2011年1月受検品よりリサイクル費用が上乗せされます。

Aグループ

＜対象製品＞
- ●粉末（ABC）消火器 20型以下
- ●住宅用消火器

Cグループ

＜対象製品＞
- ●粉末（ABC）消火器 50・100型
- ●移動式粉末消火設備 33kg

Bグループ

＜対象製品＞
- ●強化液（中性）・機械泡消火器 8L以下
- ●二酸化炭素消火器 15型以下
- ●厨房用消火装置用本体容器
- ●BC粉末消火器 20型以下（特殊火災用放射器含む）

Dグループ

＜対象製品＞
- ●二酸化炭素消火器 50型
- ●機械泡消火器 20L
- ●パッケージ型消火設備

※リサイクル費用について

リサイクル費用とは、消火器の解体・選別・リサイクルの費用（二次物流を含む）です。
回収のための収集運搬・保管費用は含まれておりません。
日本消火器工業会、消火器リサイクル推進センターからもお知らせが出ております。
予めリサイクルシールが貼られていない消火器を処分する際は、リサイクルシール（有料）をご購入ください。

■廃消火器リサイクルシステムの特長

1.消火器工業会が契約を結んだ収集運搬・保管・処理施設だから安全・安心
2.リサイクルシールの貼付により書類が簡素化された
3.製品出荷時に廃棄費用を徴収する前払い方式による確実なリサイクル行程の実現

当カタログに掲載されている記事、写真、イラストなど文字・画像等の著作権は、ヤマトプロテック株式会社にあります。これらの情報は、「私的使用」または「引用」など著作権法上認められている場合を除き、ヤマトプロテック株式会社に無断で転載、複製、放送、公衆送信、翻訳などの利用をすることはできません。